

入札及び契約に係る手続きにおける押印の見直しについて

各務原市における入札及び契約に係る手続きのうち、押印の見直しについては、次のとおり取り扱うこととします。

1 概要

デジタル時代に向けた規制等の見直しの一環として、入札及び契約関係書類について、押印の廃止を行うものです。

2 押印廃止が可能となる書類

別紙一覧表のとおり

3 押印廃止とならない書類

- (1) 契約書等（請書、変更契約書等を含む）
- (2) 入札書、見積書（電子入札システムで提出するものは除く）
- (3) 入札等に関する委任状
- (4) 契約保証金の免除に関する書類（公共工事履行保証証券等）
- (5) 契約保証金に代わる担保（保証書等）
- (6) 特定建設工事共同企業体協定書
- (7) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約書、融資実行報告書及び工事請負代金請求書
- (8) 入札及び契約の過程に関する苦情申立書及び再苦情申立書
- (9) 入札参加資格審査申請書（物件の買入等）の使用印鑑欄
- (10) 入札参加資格審査申請（物件の買入等）に係る委任状
- (11) 入札参加資格審査申請変更届（物件の買入等）の使用印鑑欄
- (12) 権利義務承継承認申請書
- (13) 契約解除に関する申出書
- (14) 契約解除合意書

4 施行日

令和 4 年 4 月 1 日以降に提出する書類から適用します。

5 押印を省略する場合の方法

押印を省略する場合は、押印を省略する書類において、以下の記載例のとおり、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要となります。記載がない場合は、押印の省略ができませんので、ご注意ください。

